

# 第5回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

令和5年8月24日午前10時00分～午前11時35分

○ 主な審議事項 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公開</span> ・一部非公開 1 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申） 2 特別小委員会における審議結果報告について 3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申） 4 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問） 5 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について 6 その他	出席状況	公益	5/5
		労側	5/5
		使側	5/5
○ 審議要旨 1 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申） 岩手県タクシー協会ほか6団体及び1個人から提出された異議申出書について審議され、原答申どおり決定することが適当であるか否かについて採決の結果、賛成9（公・使）反対5（労）で、原答申（8月8日答申）どおりとすることが適当であることが議決された。  2 特別小委員会における審議結果報告について 委員長から8月21日の特別小委員会審議結果が報告された。  3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申） 採決については労使による挙手で行うことが確認された。 「鉄鋼業・金属線製品、その他の金属製品製造業」、「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車小売業」については、全会一致で改正決定の必要性が認められ、「百貨店、総合スーパー」については、全会一致には至らず必要性ありとすることはできないという結論となった。  4 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問） 改正決定の必要性が認められた4産業について、改正決定の諮問を行った。  5 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について 事務局から専門部会の設置、委員の構成、推薦公示及び参考人意見聴取の公示について、説明を行った。 第1回専門部会を合同専門部会にすること、参考人意見聴取を各部会とも労使各1名とすることが確認された。  6 その他 事務局から今後の審議日程について及び前回の審議会以降に提出された要請について説明を行った。			
○ その他 傍聴人4名。 報道機関10社取材のため審議会を傍聴。 使用者側委員から、「中央最賃の目安について、目安が下限というわけではないのに他県で大幅に目安を上回る結果となったことについて疑問を感じる。また、隣県の審議状況、同ランク他局の審議状況を重視しているような審議になっているようにも見える。今年の異常な事態をきちんと分析し、中央最賃の制度の見直しに向けた議論を行っていただきたい。」という要望があった。			